

専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定に基づきこれを報告するものとする。

令和 6 年 3 月 6 日提出

日立市長 小 川 春 樹

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和6年2月19日

日立市長 小 川 春 樹

記

損害賠償の額を定めることについて

令和5年12月11日午後9時頃、日立市□□□町□丁目□□番地先市道3355号路上において、雨水マンホール蓋周りの舗装が剥がれ、くぼみが生じていたため、日立市□□□町□丁目□番□□号□□□□氏の所有する自動車が走行した際、左側前輪がこれに落輪し、当該自動車に物損を与えたので、この損害に対する賠償の額を下記のとおり定める。

記

損害賠償額 金34,610円